

(問) 生活保護法第二七条による指導・指示に応じないため保護を廃止したケースから不服申立てが提起された事例についてその処理経過等を参考までに紹介してください。

(答)

一 ケースの概要

A (再審査請求人) は、昭和五十二年に傷病により保護開始となった。当時、主A (三八歳)、妻 (二九歳)、子五人の七人世帯。妻は育児のため就労不能。

その後Aの病状は軽快し、就労を始めたが、勤務条件が合わないことを口実にすぐに退職する等その後も就労先は安定しなかった。

二 事実関係

昭和五十六年六月、Aが自動車を所有、使用していることが判明した。X福祉事務所の現業員は、Aに対して毎月の訪問の都度当該自動車の保有は認められないとして売却するよう指導を繰り返したが、これに応じなかったことから、X福祉事務所長 (原処分庁) は法第二七条第一項の規定に基づき自動車売却指示を文書によって行ったが、Aはなお、従わなかった。

このため、X福祉事務所長は、法第六二条第四項の規定に基づきAに対して弁

明を行わせたが、適切な弁明がなされなかったことから、同条第三項により保護を廃止 (原処分) とした。

そこでAは、原処分取消しを求め、Y県知事あて審査請求を提起したが棄却されたため (原裁決)、厚生大臣あて再審査請求を提起したものである。

三 再審査請求の理由

(一) 当該自動車を売却すれば、失業等損失を生じる虞れがあるので、売却指示は不適法なものである。よってこれに従



わなかったことを理由とした原処分は違法であること。

(二) 請求人の要保護状態は依然として継続しているので、少くともY県知事の原裁決又は厚生大臣の裁決の日までは保護を行うべきこと。

(三) 世帯全体の保護を廃止することは、家族たちの生存権をおびやかす、憲法による保障又は児童福祉の理念に反するものであること。

四 厚生大臣は以下の理由によりAの請

求を棄却した。

(一) 不服の理由第一点について法による保護は、その利用し得る資産は自らの最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであり自動車については、それが事業のためや山間へき地からの通勤のために必要不可欠な場合を除き、その保有は認められず、資産として活用すべきものである。しかるに当該自動車は、事業のため、または、通勤のために特に必要とは認められなかったものである。よって、処分庁の売却指示をしたこと及びこの指示に従わなかったことを理由とする原処分は適法である。

(二) 不服の理由第二点について法第二七条による指導・指示に従わないことを理由として保護を廃止する処分は、処分決定日以降有効であり、保護を継続せよという請求人の主張は理由がない。

(三) 不服の理由第三点について法第十条によれば保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるのが原則であり、指導・指示に応じないため保護の廃止を行う場合もこの例外ではない。もちろん、家族について真に放置できない状態にある場合は、家族のみ保護を行うこともできるものであるが、原処分の時点においてはかかる事情は認められなかったことから、原処分は適法妥当なものである。

五 当該事例の処理概要は以上のとおりであり、その取扱について特に問題はなかったものであるが、今後類似ケースの処理にあたっては、次のような点に留意することが必要であろう。

(一) 指導・指示の徹底

保護を受けるにあたっての資産、能力の活用、生活上の義務及び指導・指示に従う義務等を十分に説明したうえ、具体的な指導・指示を行うこと。

(二) 指導・指示に従っているか否かの確認

指導・指示を行ったときは、家庭訪問を十分に行うとともに、事業所及び職安等関係先訪問を適宜行い、本人が当該指導・指示に従っているか確認すること。

(三) 指導・指示に応じない場合の対応
格別の理由もなく、本人が努力を怠っていることが明らかとなった場合は、速やかに法第六二条の手続きを採ること。

このような保護の要件を欠き、指導等をないがしろにする者等に対しては、漫然と保護を行うことによつて国民の批難を受けることのないよう厳正に対処することが必要であり、このことは、制度を適切に維持し、一方で真に保護を必要とする者への必要な保護を確保していくためにも重要なことである。

(保護課)